

新たに起業する方を応援します！

益子町起業支援補助金

町では、地域経済の活性化及び振興を図るため、町内において起業する個人や法人に対し、その経費の一部を補助します。

事務所として使用する
建物や設備を購入したい！

補助内容

【1】新規起業準備補助金

限度額 100万円（初期投資経費の3分の1以内）

①基本補助額 限度額 30万円

+

特定創業支援事業(※)による支援を受けている方（支援が完了している方も含む）は②～④を加算することができます。

②空き店舗活用 限度額 10万円

③町内金融機関から融資を受けた場合 限度額 10万円

④事業開始年齢に応じて加算：40歳未満・・・限度額 50万円
：50歳未満・・・限度額 30万円
：60歳未満・・・限度額 10万円



事務所を借りたい！

【2】事業所賃借料補助金

限度額 72万円（家賃の2分の1以内 限度3万円/月 24カ月以内）

※敷金・礼金・駐車場費・共益費・光熱水費等を除く。

特定創業支援事業(※)による支援を受けている方（支援が完了している方も含む）が、申請することができます。

※特定創業支援事業による支援を受けた方とは・・・

①町商工会の実施する個別相談において、4回以上、1カ月以上にわたり継続的に創業に必要な経営・財務・人材育成・販路開拓のノウハウを習得した方

②県産業振興センターが実施する「創業希望者サロン」や「創業アカデミー」で1カ月以上にわたり4回以上の継続した支援を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識を身に付けた方

お問い合わせ／益子町観光商工課



0285-72-8845

まずはお気軽にご相談ください！

益子町起業支援補助金の概要

補助金交付対象者

1 新たに、益子町内で「起業」しようとする方

「起業」とは

- ア これから個人事業主として開業する場合
- イ これから会社を設立し開業する場合
- ウ 既に会社として操業しつつ、新たな分野で新たに会社を設立し事業を開始する場合

2 町内に住所を有する起業家で、次の条件をすべて満たす方

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 項第 1 項に規定する中小企業者
- (2) 市区町村民税（使用料を含む）の未納が無いこと。（同一世帯員も含む）
- (3) 益子町商工会の会員になること、又は益子町商工会の会員であること。

3 次に該当する場合は、対象外とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を行う者
- (2) 大企業者（中小企業者以外の者であって事業を営むものをいう。）が実質的な経営に参画し、又は参画する予定のある者
- (3) 補助金の交付決定を受けた後、3 年以上町内に事業所を置いて事業活動ができる見込みの無い者
- (4) 益子町暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団又は同条同項第 3 号に規定する暴力団員に該当する者
- (5) 栃木県暴力団排除条例施行規則第 3 条に規定する密接関係者に該当する者
- (6) 補助事業に対して、重複して本町より同様の補助を受けている者、又は受けることが決定している者
- (7) 許認可等を必要とする業種の起業にあたっては、当該許認可等を受けていない者

補助金交付事業

次のいずれかに該当するもの

- (1) 優れたビジネスプランを持ち、本町の産業振興に寄与することが期待できるもの
- (2) 首都圏など本町の域外にネットワークを持ち、本町の地域資源を活用した事業展開が期待できるもの
- (3) コミュニティビジネス等の地域活性化に寄与することが期待できるもの
- (4) 町内ベンチャー等の牽引的存在となることが期待できるもの
- (5) 市場性、成長性及び本町の雇用増加が期待できるもの

補助金の種類、対象経費及び補助金の額

※国、県その他の本町以外の団体等から起業に関する補助を受ける場合、他の補助の対象となる経費については、この補助の対象となる経費から除くものとします。

※1 事業に対する補助金の交付は、「新規起業準備補助金」又は「事業所賃借料補助金」のいずれか 1 回限りとします。

※「新規起業準備補助金」の加算申請及び「事業所賃借料補助金」は、特定創業支援事業による支援を受けている方（支援が完了している方も含む）が申請することができます。

1 新規起業準備補助金

補助要件・補助対象経費	基本補助額
初期投資経費 ※事業所（建物）の取得や改修等に係る経費及び事業に必要な機械設備、備品等の購入費とし、車両運搬具は除く。 （広告費等ソフト経費、租税公課、手続き手数料は対象外）	30 万円以内 （補助対象経費の 3 分の 1 以内）

加算



加算限度額・加算要件（補助対象経費の 3 分の 1 以内）
10 万円 町内の空き店舗を活用して事業を行う場合（申請者及び申請者の 3 親等以内の親族が所有する場合を除く。）
10 万円 開業するために町内の金融機関から融資を受けた場合（融資額の 10% 以内）
50 万円 申請者が事業を開始した月において 40 歳未満の場合（50 歳未満：30 万円 60 歳未満：10 万円）

2 事務所賃借料補助金

補助要件・補助対象経費	基本補助額
町内の事業所（建物）を賃借して開業する場合の事業所等賃借料（敷金、礼金、駐車場費、共益費、光熱水費等を除く）	月額3万円以内 （補助対象経費の2分の1以内。ただし、事業を開始した月から24カ月を限度とする。）

提出書類

- 益子町起業支援補助金（新規・継続）交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 事業計画書の確認書（様式第3号）
- 住民票の写し（会社の場合は、起業をした者の住民票の写し。申請日から3カ月以内のもの）
- 個人事業の開業届等届出書（申請者が個人事業者で既に起業している場合）
- 登記事項証明書（3カ月以内のもの）及び定款（申請者が会社で既に起業している場合）
- 市区町村税の完納証明書又はこれに代わるもの（同一世帯員分）
- 補助対象経費を確認できる又は見積書等の写し
- 事業所の位置図及び平面図
- 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、申請者が既に許認可を取得している場合）
- 改装工事等前の事業所の写真
- 法令遵守宣誓書（様式第4号）
- 別表2（※）に規定する書類
（新規起業準備補助金のうち加算要件に該当する申請者及び事業所賃借料補助金の申請者）
- その他町長が必要と認める書類

※別表2

補助金の種類	補助要件・加算要件	交付申請時添付書類
新規起業準備補助金	町内の空き店舗を活用して事業を行う場合	<input type="checkbox"/> 空き店舗確認書（様式第5号） <input type="checkbox"/> 特定創業支援事業による支援を受けた（受けている）ことを確認できるもの
	開業するために町内の金融機関から融資を受けた場合	<input type="checkbox"/> 融資証明書 <input type="checkbox"/> 特定創業支援事業による支援を受けた（受けている）ことを確認できるもの
	申請者が事業を開始した月において60歳未満の場合	<input type="checkbox"/> 特定創業支援事業による支援を受けた（受けている）ことを確認できるもの
事業所賃借料補助金	町内の事業所（建物）等を賃借して開業する場合	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 特定創業支援事業による支援を受けた（受けている）ことを確認できるもの

募集期間

随時受け付けています。（事業開始前に相談してください）

注意事項

- (1) 交付決定前に購入した備品等は交付対象になりません。
- (2) 特定創業支援事業による支援は、益子町商工会又は栃木県産業振興センターで受けることができます。
- (3) 補助金審査会（5・8・11月に開催予定）において、申請者から内容の説明をしていただきます。
- (4) 補助事業の完了後3年間は、各年度終了後速やかに当該年度の決算書及び開業後の実績推移（様式第14号）を提出することにより成果を報告していただきます。
- (5) 偽りその他不正の手段により、交付決定を受けた場合や、補助事業を中止・廃止した場合など、その決定を取り消すことがあります。
- (6) 受け取った補助金については、申告対象金額となりますので忘れずに確定申告をしてください。

補助金交付までの流れ

補助金を受けようとする方は、以下の手順で手続きを行ってください。

①事前相談	まずは、益子町観光商工課へご相談ください。 ※事業内容についてお聞かせください。 ※特定創業支援事業による支援を受ける方は、益子町商工会（Tel0285-72-2398）または栃木県産業振興センター（Tel028-670-2611）へ相談してください。
②申請	起業支援補助金（新規・継続）交付申請書に記入し、必要書類を添えて益子町観光商工課へ提出 ※継続交付申請の場合は提出書類を省略することができますので、お問い合わせください。
③審査会の開催	起業支援補助金審査委員会の開催（5・8・11月に開催予定） 審査委員会において、補助金交付決定の可否を審査・決定します。 ※申請者から事業内容の説明をしていただきます。
④事業着手	補助金の交付決定を受けてから、着工（購入）してください。 ※詳しくは、観光商工課へ確認ください。
⑤実績報告	事業を開始し、代金の支払いが済みましたら、実績報告書（様式第8号）に下記の書類を添えて観光商工課へ提出してください。 <input type="checkbox"/> 初期投資経費報告書（様式第9号） <input type="checkbox"/> 事業に係る経費の支払いを証明する書類（領収書及び通帳の写し等） <input type="checkbox"/> 事業所新設や改修等の工事完成写真（改修箇所の分かるもの）又は購入した備品等の写真 <input type="checkbox"/> 事業所の写真（補助対象経費が事業所新設や改修等に係る経費の場合を除く。） <input type="checkbox"/> 補助金交付申請時に町外在住者にあつては、転入後の住民票の写し <input type="checkbox"/> 個人事業の開業届等届出書（補助事業者が個人事業者で交付申請時に起業していない場合） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（3カ月以内のもの）及び定款（補助事業者が会社で交付申請時に起業していない場合） <input type="checkbox"/> 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、補助事業者が交付申請時に許認可を取得していない場合） <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 ※新規起業準備補助金のうち加算要件該当者及び事業所賃借料補助金該当者は以下のもの <input type="checkbox"/> 特定創業支援事業による支援を受けたことを確認できるもの <input type="checkbox"/> 融資残高証明書（融資を受けた場合） ※事業所賃借料補助金該当者が、2回目以降の実績報告をする場合は、提出書類を省略することができますので、観光商工課へお問い合わせください。（交付要綱参照）
⑥交付決定	交付額の決定 ※必要に応じて、操業状況の調査聞き取り等を実施します。
⑦補助金の交付	補助金交付請求書（様式第11号）を提出してください。指定の口座へ振込みいたします。
⑧決算書の提出	補助事業の完了後3年間は、各年度終了後速やかに当該年度の決算書及び開業後の実績推移（様式第14号）を提出することにより成果を報告していただきます。（補助金は、確定申告の対象となります。） ※必要に応じて操業状況の確認または経営相談や指導を受けていただきます。